

議案第62号

静岡音楽館の指定管理者の指定について

静岡音楽館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡音楽館 静岡市葵区黒金町1番地の9
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区御幸町4番地の1 (名称) 公益財団法人静岡市文化振興財団 (代表者名) 理事長 高木 雅宏
指 定 期 間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

参考資料

公益財団法人静岡市文化振興財団の概要

設 立 平成6年7月1日

基本財産 2億2,500万円

目 的 演劇、舞踏、美術、音楽、科学、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡音楽館

静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場

静岡市美術館 他